

日本語学習支援に関する現状と課題

飯田市

1. 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について（支援員配置、研修会、能力判定等）

(1)現状

①外国籍児童生徒数(H25.5.1)

164人

②日本語指導が必要な生徒数

69人（日本国籍だが日本語指導が必要な者12名を含む）

- ・指導を必要とする児童生徒は小学校低学年に多く、成長とともに数が減少していく。小学校では43%が日本語支援を必要としているのに対し、中学校では25%である。
- ・小学校の場合、転入者が日本語指導を必要とすることが多い。

(2)取組

①日本語教室設置状況

5つの小学校、1つの中学校に設置。

②母語支援員の派遣

- ・中国語2名、ポルトガル語1名、英語・タガログ語1名 計4名の母語支援員を派遣
- ・学校の要望により訪問日程を調整して派遣。授業の他、懇談会等の行事での通訳や学校文書の翻訳を行う。

③日本語教諭および支援員の研修の実施

市教委で実施はしていないが、外部からの研修会通知の配布・参加の促進
支援員が発達障害についての理解を深めるための研修会への参加

(3)課題

- ・児童生徒の日本語能力の判定については、学校ごとに基準が異なっている。そのため、他の学校では支援が必要となる児童生徒が支援の必要なしとしてカウントされている可能性がある。
- ・住基上での登録はあるが本国に一時帰国している場合があり居住確認の把握がむずかしい。（特に中国籍児童・生徒）
- ・長年日本に在住しているが、家庭内やコミュニティでは日本語を使う機会が少ないことから日本語を覚えようとする意欲に欠けるため、学校生活や学力定着に影響がでることがある。
- ・逆に母語による保護者とのコミュニケーションがとれずに情緒不安定となる児童・生徒もいると聞く。母語教育を希望する保護者も増えてきている。
- ・発達障害またはそのボーダーとなる児童生徒が増加している。外国籍児童生徒も例外ではないと考えるが、症状が「日本語能力の低さ」からくるものか、「障害そのもの」からくるものかの判断がつきづらい。学校としても「日本語能力の低さ」を優先しがちなため、療育が必要なケースを見落とす可能性がある。本年度、外国籍児童生徒に検査を行ったケースが何件かあるが、検査は日本語のため、通訳が必要。診断の正確性については市教委では把握できていない。また、両親の日本語能力が低い場合、検査について誤解を招くケースがあり、学校の負担も大きい。

2. 地域の日本語教室について（行政との連携、日本語教育関係予算等）

(1)現状

公民館（わいわいサロン・好友会）、民間団体（ハンド・イン・ハンド和楽）、中国帰国者支援関係の団体（常盤台日本語教室）が主催するボランティア日本語教室が4か所あり、それぞれ約15年間活動している。また、厚労省がJICE（日本国際協力センター）に委託して実施している「日系人就労準備研修」に参加する外国籍市民もいる。

(2)取組

① 飯田市民館 わいわいサロン

毎週木曜午前に開催。日本語支援ボランティア6名、学習者4名程度。最近では、中国籍の17歳男子2名が飯田での高校進学に向けて日本語学習をしている。予算161千円

② 竜丘公民館 好友会

毎週金・日曜に開催。日本語支援ボランティア2名、学習者4～5名程度。予算15,000円/月

③ 文化庁委託事業「飯田市 地域との協働による日本語教育推進事業」予算1,850千円

・夜間日本語教室「わいわいサロンⅡ」

日本語を母語としない日本語初級レベルの成人を対象に、前期（7月～10月）、後期（11月～2月）に各10回ずつ開催。前期は、「病院で自分の症状を伝える」「ゴミ分別のルールや環境について考える」「“自治会”“公民館”の仕組みを学ぶ」等を実施。市の環境課や地域づくり庶務課の職員らを講師に学習を進めた。学習者8名（国籍：中国、ブラジル、台湾等）、支援者8名程度。

・子育て講座「子育てとにほんご」

高校生以下を持つ日本語を母語としない人を対象に、7月～12月まで全12回開催。「子どもの言葉の発達」「保育園や学校のこと」「健診や予防接種のこと」等を実施する。言語聴覚士や小児科医、市の保健師らが講師を務める。また、講座の企画委員に日本、ブラジル、韓国、ベトナム出身の母親が関わり、企画内容の検討や運営を行なう。参加者5名程度（国籍：中国、台湾、カナダ）。

④ハンド・イン・ハンド和楽

毎週土・日曜に開催。日本語支援ボランティア10名、学習者(登録者)20名。飯田国際交流推進協会の助成金で教材等を購入。

(3)課題

- ・日本語学習のニーズがありながら、教室の数に限りがあるうえ、大学・日本語学校等の専門機関もないため、十分な日本語教育の提供に至っていない。
- ・電車・バスの路線や本数に限りがあるといった公共交通空白地域に住む人が日本語教室に通えない。
- ・多様化する学習者のニーズへの対応と日本語支援者の養成
- ・学齢期を超過した青少年の高校進学への支援体制